

入札公告

地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和8年10月1日

沖縄県知事 古謝 玄太

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務 宮古島警察署鏡原第一・第二宿舍屋上防水及び外壁塗装等改修設計業務
- (2) 業務場所 宮古島市
- (3) 業務内容 改修設計業務（屋上防水・外壁塗装等）
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで
- (5) 発注形態 単体発注
- (6) 資格審査方法 事後審査型
- (7) 本業務は、入札手続（入札書提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続きによることができる。
- (8) 本業務は、令和8年度設計業務委託等技術者単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であつて、沖縄県の「令和7・8年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」に「建築関係コンサルタント」として登録され、「建築一般」の業種が登録されていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 沖縄県税（法人（個人）事業税）及び国税（（法人税又は申告所得税）及び（消費税及び地方消費税））の未納税額がない者
- (6) 社会保険料、健康保険料、厚生年金保険料等の未納がない者
- (7) 次に掲げる要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を本業務に配置できること。
 - ア 管理技術者については、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、特記仕様書に示す要件を満たす者であること。
 - イ 各主任担当技術者については、特記仕様書に示す要件を満たす者であること。
 - ウ 管理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3ヶ月以上の雇用）があること。
- (8) 沖縄県内に本店、支店又は営業所があり、(7)で定める管理技術者及び各主任担当技術者を業務履行期間内に配置できること。
- (9) 国又は地方公共団体等と建築設計業務又は建築工事監理業務を契約し、かつ誠実に履行した実績があること。（入札説明書参照）
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
- (11) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 入札場所及び日時等

入札書は、電子入札システム、持参又は書留郵送により提出すること。

(1) 電子入札システムによる場合

入札書提出日時 令和8年10月21日（水） 08時00分から16時00分までの間

(2) 紙による持参の場合

ア 持参日時 令和8年10月21日（水） 09時00分から16時00分までの間
(12時00分から13時00分を除く)

イ 持参場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部1階（会計課営繕係と調整すること。）

ウ 書留郵送の際は二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封の上、表封筒に「業務名」と「入札書在中」と朱書きすること。（別紙参照）

なお、上記アの日時の間に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は、棄権とみなす。

(3) 開札日時 令和8年10月22日（木） 9時00分 電子入札システムにより開札

4 落札候補者の選定及び事後審査の実施等

開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）に対し、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、入札参加資格の確認を行う。（以下「事後審査」という。）

なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、電子くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。

事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を掲示した者又は電子くじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。事後審査は、落札候補者のみ行う。

(1) 審査に係る申請書等の提出

開札後、落札候補者に対し、以下のとおり申請書等の提出を求める。提出期限までに当該申請書等を提出しないものは無効とする。

ア 落札候補者決定通知日

令和8年10月22日（木） 17時00分までに通知する。

電子入札システムにて通知する。ただし、紙入札した者へは、メール等にて通知する。（以下「電子入札システム等にて通知する」という。）

イ 提出期限 令和8年10月27日（火） 16時00分

ウ 提出先 〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県警察本部1階（会計課営繕係と調整すること）
098-862-0110（内線2276）

エ 提出方法

原則として、持参するものとする。ただし、沖縄本島内に建設業法に基づく営業所（本店又は支店、その他政令で定めたこれに準ずるもの。）がない者については、簡易書留等による郵送も可とする。ただし、この場合においても上記イの提出期限内に必着することとし、配達を確認できる方法で送付すること。

なお、電子入札対象業者は、持参による提出とあわせて、電子入札システムにおいても資格確認資料（「一般競争入札参加資格確認申請書」のみでよい。）を提出すること。

オ 提出部数 1部

(2) 入札参加資格の確認結果通知

令和8年10月30日（金）（予定）までに電子入札システム等にて通知する

(3) 落札者の決定方法

事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に電子入札システム等にて通知する。

(3) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限

競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

イ 提出場所

上記4(1)ウに定める場所と同じ。

ウ 提出方法

書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやFAX）によるものは受け付けない。

契約担当者は、説明を求められたときは、説明を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

5 申請書等の交付期間、交付方法等

(1) 交付期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月21日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から16時00分の間（12時00分から13時00分を除く）

(2) 交付方法

沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードすること。

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPiJKikanN0=4700000>

(3) 問合せ先

沖縄県警察本部警務部会計課 営繕係

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

098-862-0110（内線2276）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ 入札保証金の金額等は、見積る契約金額*）の100分5以上とする。

*）見積る契約金額とは

入札者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。

ウ ただし、沖縄県財務規則第100条第2項及び第102条に基づき、次の(ア)、(イ)に該当する場合は入札保証金の納付を免除し、(ウ)、(エ)に該当する場合は入札保証金の納付に代わる担保の提供があったものとする。

(ア) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約の保険証券の提出があった場合。

(イ) 国（独立行政法人、公社及び公団含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したと認められる資料の提出があった場合。

(ウ) 金融機関の入札保証書の提出があった場合。

(エ) その他有価証券等の提出があった場合。

エ なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

(ア) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記(ア)～(エ)のいずれかに係る書類の提出のない者。

(イ) 入札保証金の金額等が上記の条件に満たない場合。

(ウ) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合。

オ また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。

カ 提出日時等については、別紙「入札保証金に関する説明書」を参照のこと。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到達した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときには免除とする。

7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

8 入札に関する注意事項（持参又は郵送により提出する場合）

(1) 入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に係らない当所職員を立ち会わせて開札を行う。

(2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

(3) 入札書、委任状には、業務名及び履行期間をこの入札公告の記載に従い記入すること。

(4) 紙入札対象業者については、落札候補が複数の場合に行う電子くじのための、3桁のくじ番号を記入すること。

(5) 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。

(6) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を3(2)に規定する日時までに郵

送又は持参により提出すること。

9 業務費内訳書の提出

本工事は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、業務名、設計業務等委託料を構成する内容に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。
ただし、電子入札対象業務であり、電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。
- (2) 業務費内訳書の提出日は、上記3(1)及び(2)で定める入札書提出締切日時までとする。
- (3) 業務費内訳書を提出しない場合、入札に参加できない。
- (4) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された業務費内訳書について説明を求めることができる。

10 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

12 最低制限価格

本入札には、最低制限価格を設けている。最低制限価格未満で入札した者は無効とし、その後当該入札に参加することができない。

13 その他

- (1) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書等は返却しない。
- (4) 提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、落札者になることはできない。
- (6) 入札参加者は、沖縄県警察競争契約入札心得（県費関係）、仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (7) 履行期間は、事情により変更することがある。
- (8) 電子入札に係る詳細は、沖縄県電子入札運用基準による。
- (9) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 本業務の対象となる工事に係る入札が不調又は不落となった場合は、本入札手続きを延期又は中止する場合がある。
- (11) その他詳細は入札説明書による。

14 本入札に関する質問・回答

- (1) 質疑書提出期間
公告日から令和8年10月13日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から16時00分の間（12時00分から13時00分を除く）
- (2) 提出先
上記4(1)ウに定める場所と同じ。
- (3) 提出方法
原則として持参するものとし、電子入札対象工事の場合でも、持参すること。ただし、沖縄本島内に建設業法に基づく営業所（本店又は支店、その他政令で定めたこれに準ずるもの。）がない者については、簡易書留等による郵送も可とする。ただし、この場合においても上記提出期間内に必着することとし、配達を確認できる方法で送付すること。
- (4) 回答方法
回答日から令和8年10月16日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、08時00分から20時00分の間、入札情報システムに掲載する。
<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPiJKikanN0=4700000>